

# 第4回市議会定例会が閉会

## 補正予算など24議案を可決・承認

平成27年第4回市議会定例会が、12月7日から21日まで開かれました。

14日には、12人の議員から市政全般についての一般質問が行われました。

最終日の本会議では、各担当委員会に付託されていた議案の審査結果を、各委員長が報告した後、採決が行われ、一般会計補正予算など22議案が原案どおり可決・承認されました。

続いて、「TPP協定交渉大筋合意に関する請願」の採決が行われ、採択されました。

最後に、意見書1件が追加上程され、原案どおり可決し、今

定例会は閉会しました。

最終日に可決された主な議案は、次のとおりです。

- ▶平成27年度補正予算(4件) 一般会計、競輪事業会計、病院事業会計など
- ▶条例関係(8件) 市税条例の一部改正、デイサービスセンター設置条例の一部改正、下水道条例等の一部改正、病院事業の設置等に關する条例の一部改正など
- ▶その他(10件) 請負契約の締結(2件)、財産の取得(2件)、指定管理者の指定、市道路線の認定・廃止など

### ご存知ですか？ 屋外広告物のルール

広告塔や壁面広告などの屋外広告物には、設置場所や大きさなどのルールがあり、設置するには、あらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請を行ってください(許可には手数料が必要)。また、許可を受けた場合は、該当する広告物に必ず許可済証=右図=を貼り付け、市へ報告してください。



なお、市は、未申請の広告物の指導を順次行っています。ご理解とご協力をお願いします。

#### ●●● 屋外広告物の安全管理のお願い ●●●

屋外広告物の老朽化や地震・台風などの影響による事故を未然に防ぐため、設置者や管理者の皆さんは、広告物の不具合や老朽化などについて、定期的な点検や改修などの対応を実施してください。

▶問合せ/都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)へ

### 補助件数 残りわずか!

## 大垣市スマートライフ設備設置補助金

市は、新エネルギーおよび省エネルギーの機器の購入・設置にかかる費用に対し、補助金を交付しています。

補助の残り件数も少なくなっていますので、対象機器を購入・設置し、申請を検討している人は、お早目に申請手続きをお願いします。

#### ①太陽光発電設備



太陽光をソーラーパネルで電気に変えるシステム。家庭や企業などで広く浸透している新エネルギー機器です。

\*補助金額/1kWあたり1万円【上限4万円】

#### ②エネファーム(家庭用燃料電池)、家庭用蓄電池

エネファームは、都市ガスなどから電気と熱を作り出すシステムです。また、蓄電池は、電気を蓄えることができるため、太陽光発電などと連携すると、効率的に充電することができます。

\*補助金額/1台あたり10万円

#### ③次世代自動車充電電省エネ設備

電気自動車などが蓄電している電力を、住宅用電源として利用するシステム。災害時の移動電源となるほか、電力需要のピークシフトの役割を果たします。

\*補助金額/1件あたり5万円



▶申込/3月31日までに、環境衛生課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ

▶問合せ/応募条件や各補助の残件数など詳しくは、同課(☎47-8563)へ

### 参加資格審査の申請受付

#### 平成28・29年度物件入札

市は、平成28・29年度に入札への参加を希望する物件関係の業者の資格審査申請を、次のとおり受け付けます。

市が行う物品の製造・購入契約などの入札参加は、あらかじめ審査を受け、市がその資格を認めた業者に限られます。

\*受付期間/郵送=2月1~8日(消印有効)、持参=2月10~23日の平日 午前8時30分~午後5時15分

\*受付場所/契約課

\*備考/申請用紙や提出方法など詳しくは、市HPをご覧ください

\*問合せ/同課(☎47-8319)へ



## 上・下水道の利用開始・中止

申込はお早めに

引越などで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まり次第、早めに水道課(☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで)へご連絡ください。

また、使用開始・中止する3営業日から1か月前までの期間で、インターネットによる申し込みも可能です。市ホームページの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課(☎71-8848)へ。スマートフォン用 携帯電話用



## ごみの野焼きは禁止されています



家庭などから出るごみをドラム缶や地面に掘った穴などで野外焼却する、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除いて法律で禁止されています。

野外焼却を行うと、煙や臭いなどにより近隣の方々に迷惑をかけるだけでなく、有害物質であるダイオキシン類の発生につながります。家庭などから出るごみは分別をして、ごみステーションへ出してください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

### 焼却禁止の例外

- ▶国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却(河川敷の草焼きなど)
- ▶地震や水害などの災害の予防や復旧のために必要な焼却
- ▶風俗習慣上や宗教上の行事(さぎちょうなど)
- ▶農業や林業などを営むためにやむを得ないもの(焼畑など)
- ▶日常の中で行われる軽微なもの(たき火など)



### 違反者には罰則があります

廃棄物の焼却禁止に違反した場合、違反者には5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。